

## ◎介護予防・生活支援サービス事業

### ②⑤訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

ケアマネジャーが、ご本人に適したサービスを決定し、ヘルパーや生活支援サポーターが訪問し、介護や家事の身の回りの援助を行います。

（身体介助） 一例：入浴や着替え、おむつ交換など

（家事支援） 一例：掃除、洗濯、買い物、調理など



### ②⑥通所型サービス（デイサービス）

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

ケアマネジャーが、ご本人に適したサービスを決定し、通所型サービスの施設で、体操や生活機能向上等の活動を行います。

（半日デイ） 3時間以上5時間未満

（1日デイ） 5時間以上



### ②⑦短期集中型サービス

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

運動機能向上を目的とした短期間（週1回・12週間）の少人数制のプログラムです。訪問型と通所型があります。